

第 5 章

基礎調査概要

中国における基礎調査に関する報告書の概要*

I. 中国知的財産法院と非知的財産法院の比較調査

1. 調査目的

中国知的財産法院の設立が専利侵害訴訟及び専利行政訴訟に与える影響を把握するために、知的財産法院設立前後のデータを比較研究する。

2. 調査分析方法

知的財産法院が設立された北京・上海・広州において、知的財産法院設立前と設立後の専利侵害訴訟及び専利行政訴訟に関するデータを比較研究した。また、知的財産法院設立地域以外の傾向も把握するために、知的財産法院非設立地域（成都、武漢、南京、蘇州の四地域を選択）のデータも比較研究した。

調査期間		2013年	2014年	2015年	2016年
知的財産法院 設立地域	北京	非知的財産法院 (北京市第一中級人民法院、北京市第二中級人民法院など)		知的財産法院	
	上海	非知的財産法院 (上海市第一中級人民法院、上海市第二中級人民法院など)		知的財産法院	
	広州	非知的財産法院 (広東省広州市中級人民法院、広東省珠海市中级人民法院など)		知的財産法院	
知的財産法院 非設立地域	成都、武漢、 南京、蘇州	成都市中級人民法院、武漢市中級人民法院など		成都市中級人民法院、武漢市中級人民法院など	
		知的財産法院設立前 (2013/1～2014/10)		知的財産法院設立後 (2014/11～2016/12)	

* この概要版は、特許庁委託事業「平成 29 年度知的財産保護包括協力推進事業」により、中国林達劉グループの分析報告書に基づいて、一般財団法人知的財産研究教育財団が作成したものである。

3. 調査結果

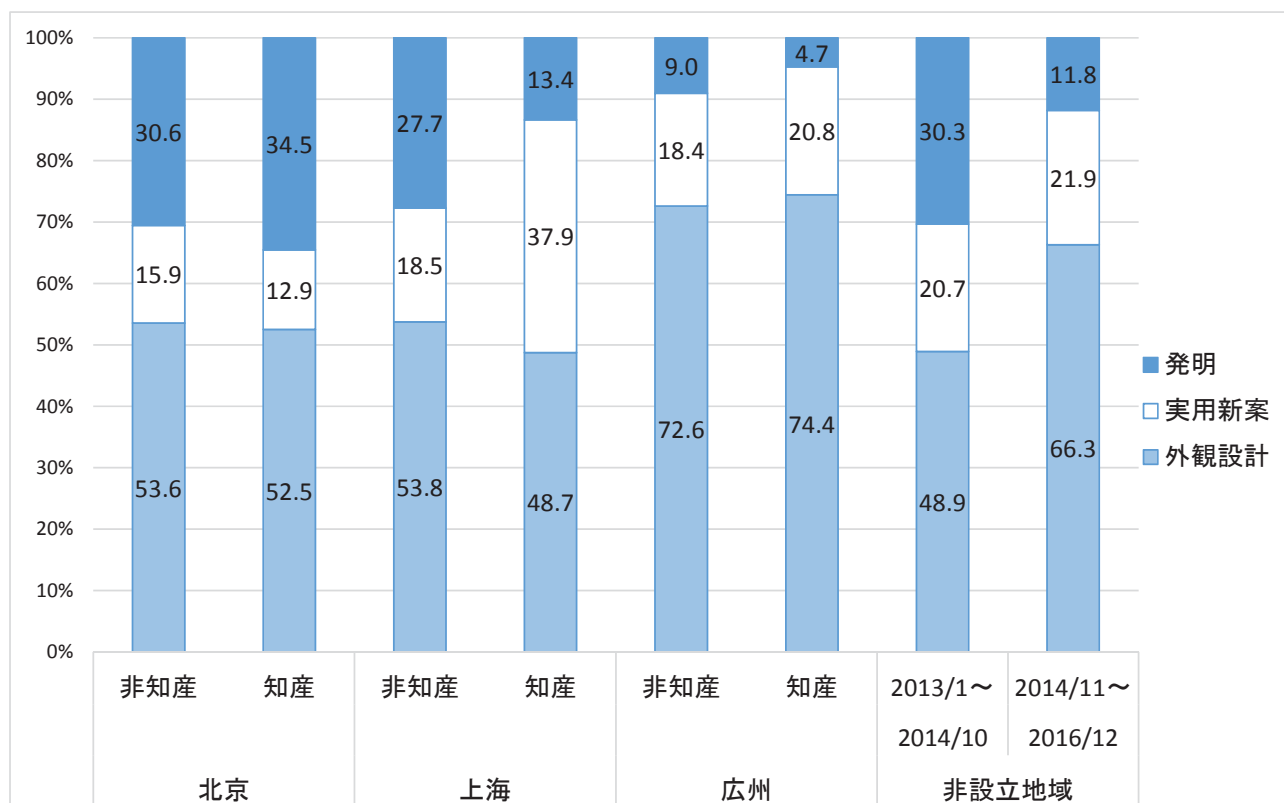
(1) 各法院の案件数と割合

専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別案件数とその割合を下記の図表に示す。

【表 I-1-1】専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別案件数

専利種類	北京		上海		広州		非設立地域	
	非知産	知産	非知産	知産	非知産	知産	2013/1～ 2014/10	2014/11～ 2016/12
発明	77	96	118	37	148	100	57	82
実用新案	40	36	79	105	302	441	39	152
外観設計	135	146	229	135	1193	1576	92	461

【図 I-1-1】専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別案件数割合



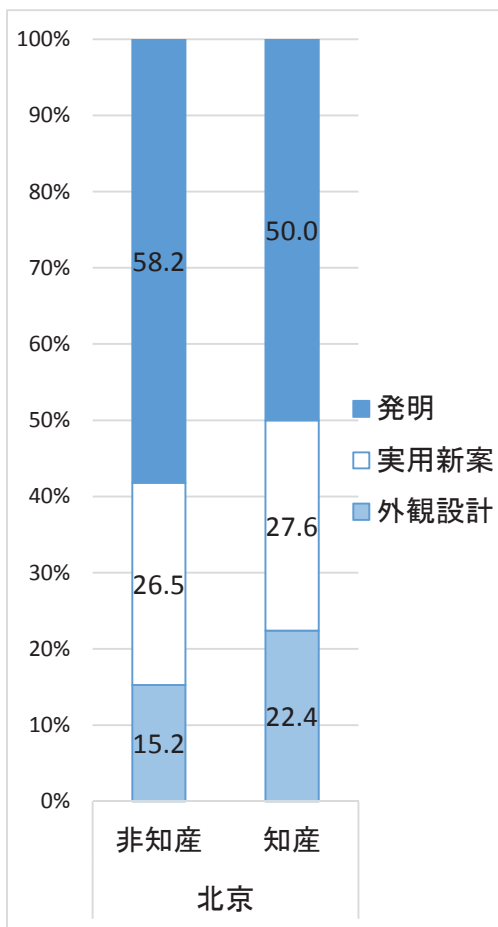
専利侵害訴訟の各法院案件数については、三つの知的財産法院を比較すると広州の案件数が多い。また、専利種類別案件数割合については、どの知的財産法院も外観設計の割合が高い。

次に、専利行政訴訟についての専利種類別案件数とその割合を下記の図表に示す。

【表 I -1-2】 専利行政訴訟についての専利種類別案件数

専利種類	北京	
	非知産	知産
発明	294	190
実用新案	134	105
外観設計	77	85

【図 I -1-2】 専利行政訴訟についての専利種類別案件数割合



専利行政訴訟の専利種類別案件数割合については発明の割合が高い。理由として、発明は実体審査が行われて拒絶査定維持審決を不服とした審決取消訴訟が多いことが考えられる。

(2) 原告勝訴率

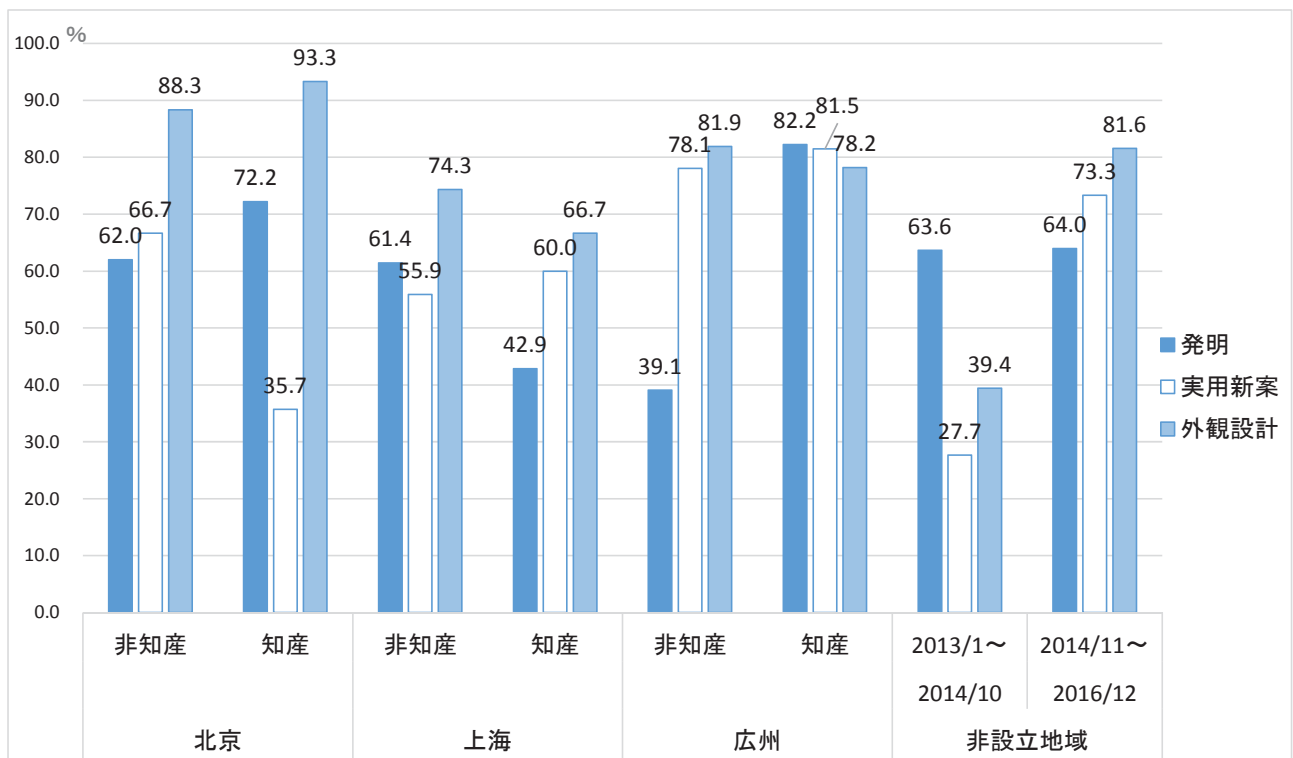
専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別原告勝訴件数と専利種類別原告勝訴率を下記の図表に示す。一審事件のみ集計し、原告一部勝訴の場合は原告勝訴とみなした。また、原告勝訴率は、以下の式で計算した。

$$\text{原告勝訴率} = \text{原告勝訴件数} / (\text{原告勝訴件数} + \text{原告敗訴件数})$$

【表 I-2-1】 専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別原告勝訴件数と原告敗訴件数

専利種類	北京				上海				広州				非設立地域			
	非知産		知産		非知産		知産		非知産		知産		2013/1～ 2014/10		2014/11～ 2016/12	
	勝訴	敗訴	勝訴	敗訴	勝訴	敗訴	勝訴	敗訴	勝訴	敗訴	勝訴	敗訴	勝訴	敗訴	勝訴	敗訴
発明	31	19	26	10	43	27	6	8	70	109	37	8	14	8	16	9
実用新案	20	10	5	9	19	15	12	8	121	34	132	30	13	34	33	12
外観設計	53	7	42	3	84	29	38	19	580	128	641	179	56	86	93	21

【図 I-2-1】 専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別原告勝訴率



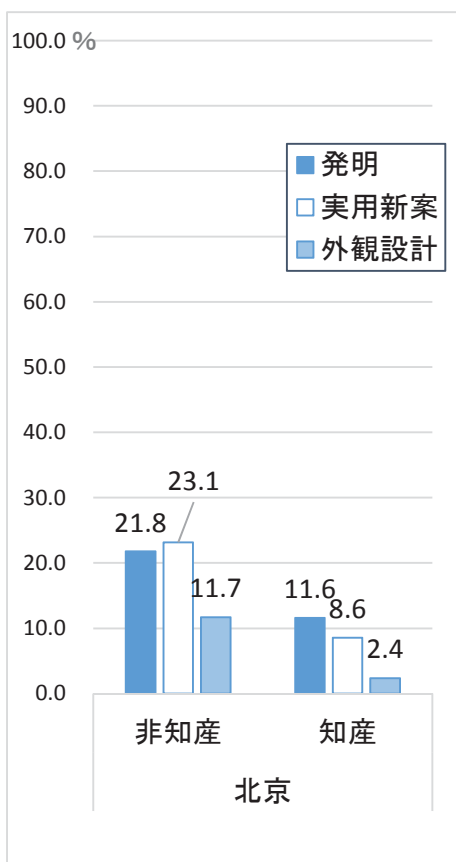
原告勝訴率について知的財産法院の設立前後で比較すると、一部に変化は見られるものの、全体としては大きな変化は見られない。

次に、専利行政訴訟についての専利種類別原告勝訴件数と専利種類別原告勝訴率を下記の図表に示す。
なお、原告勝訴率の計算方法は専利侵害訴訟の場合と同じである。

【表 I -2-2】 専利行政訴訟についての専利種類別原告勝訴件数と原告敗訴件数

専利種類	北京			
	非知産		知産	
	勝訴	敗訴	勝訴	敗訴
発明	64	230	22	168
実用新案	31	103	9	96
外観設計	9	68	2	83

【図 I -2-2】 専利行政訴訟についての専利種類別原告勝訴率



原告勝訴率について知的財産法院の設立前後で比較すると、いずれの専利種類においても設立前に比べて設立後の原告勝訴率が下がっている。

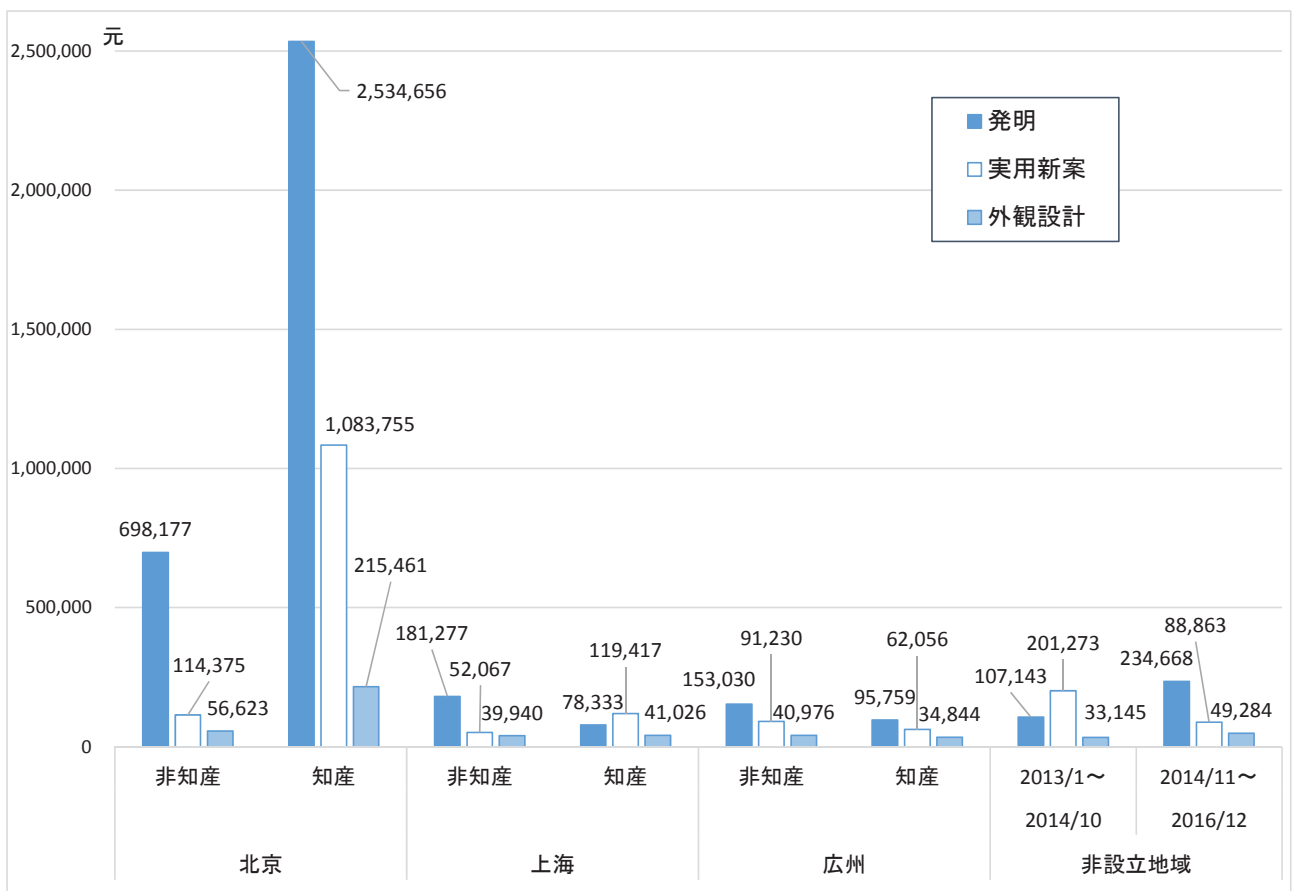
(3) 平均賠償額

各法院の專利種類別損害賠償認容件数と專利種類別平均賠償額を下記の図表に示す。

【表 I-3-1】各法院の專利種類別損害賠償認容件数

專利種類	北京		上海		広州		非設立地域	
	非知産	知産	非知産	知産	非知産	知産	2013/1～ 2014/10	2014/11～ 2016/12
発明	31	25	42	6	67	39	14	10
実用新案	16	4	15	12	110	125	11	19
外観設計	51	37	67	39	543	632	55	81

【図 I-3-1】各法院の專利種類別平均賠償額



平均賠償額について知的財産法院の設立前後で比較すると、北京では知的財産法院設立後に高額の損害賠償が認容された案件（5,000 万円の損害賠償が認容された（2015）京知民初字第 441 号など）が出た影響もあって設立後の平均賠償額が高くなっている。一方、上海と広州の平均賠償額については知的財産法院の設立前後で大きな変化は見られない。

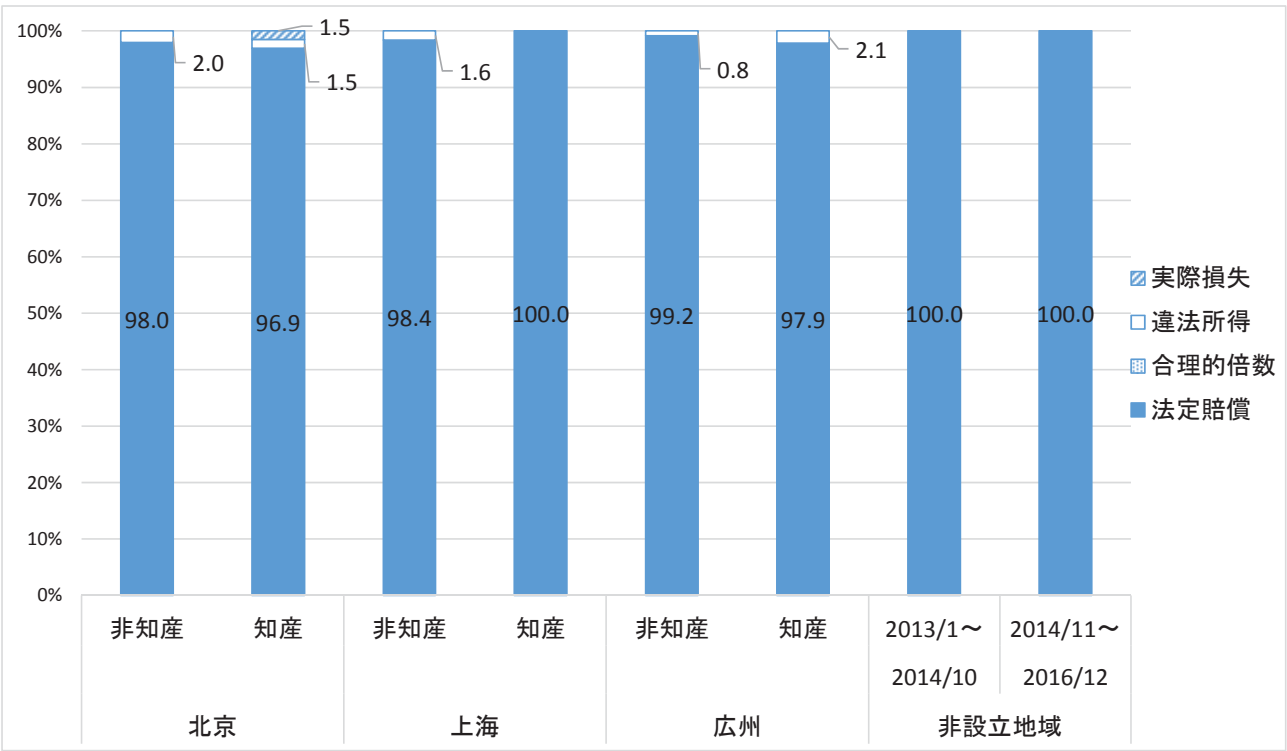
(4) 賠償額算定方法

各法院の賠償額算定方法別案件数とその割合を下記の図表に示す。

【表 I -4-1】 各法院の賠償額算定方法別案件数

算定方法	北京		上海		広州		非設立地域	
	非知産	知産	非知産	知産	非知産	知産	2013/1～ 2014/10	2014/11～ 2016/12
実際損失	0	1	0	0	0	0	0	0
違法所得	2	1	2	0	6	17	0	0
合理的倍数	0	0	0	0	0	0	0	0
法定賠償	96	63	122	57	714	779	80	110

【図 I -4-1】 各法院の賠償額算定方法別案件数割合



賠償額算定方法については知的財産法院の設立前後で比較しても法定賠償の割合が高い傾向に変わりはない。

(5) 差止請求

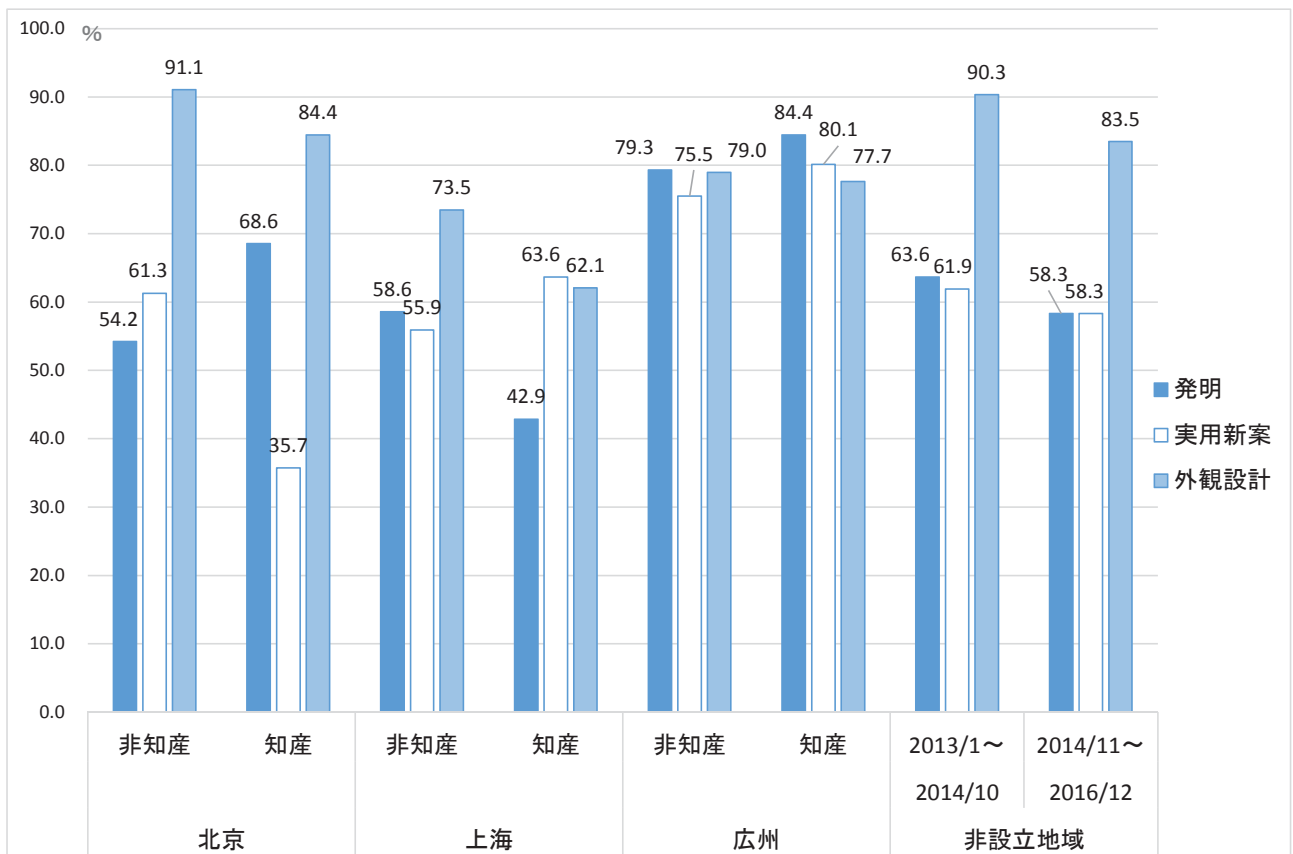
各法院の專利種類別差止認容件数と專利種類別差止認容率を下記の図表に示す。一審事件のみ集計した。また、差止認容率は、以下の式で計算した。

$$\text{差止認容率} = \text{差止認容件数} / \text{差止請求件数}$$

【表 I -5-1】 各法院の專利種類別差止請求件数と差止認容件数

專利種類	北京				上海				広州				非設立地域			
	非知産		知産		非知産		知産		非知産		知産		2013/1～ 2014/10		2014/11～ 2016/12	
	請求	認容	請求	認容	請求	認容	請求	認容	請求	認容	請求	認容	請求	認容	請求	認容
発明	59	32	35	24	70	41	14	6	87	69	45	38	22	14	24	14
実用新案	31	19	14	5	34	19	22	14	151	114	161	129	21	13	48	28
外観設計	56	51	45	38	113	83	58	36	708	559	819	636	62	56	109	91

【図 I -5-1】 各法院の專利種類別差止認容率

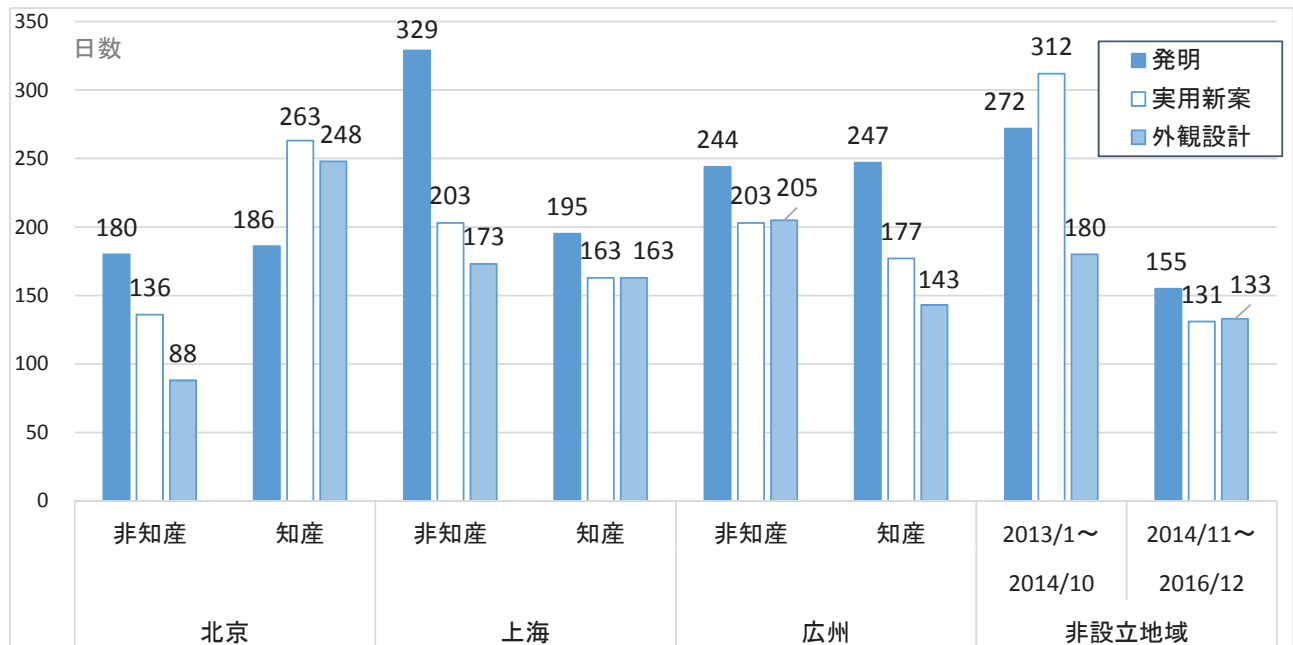


差止認容率について知的財産法院の設立前後で比較すると、一部に変化は見られるものの、全体としては大きな変化は見られない。

(6) 平均審理期間

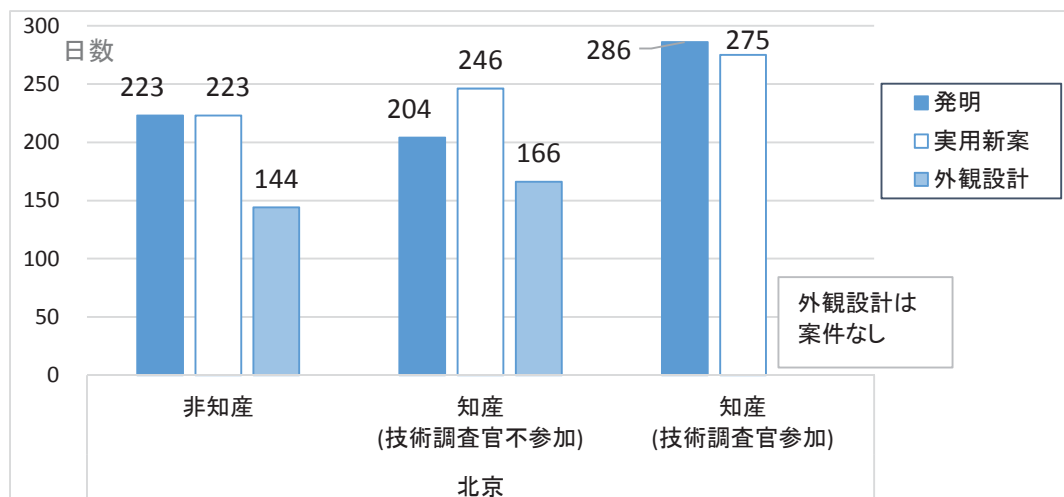
専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別平均審理期間を下記の図に示す。

【図 I -6-1】 専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別平均審理期間



平均審理期間について知的財産法院の設立前後で比較すると、北京では設立前に比べて設立後の平均審理期間が増加しているのに対して、上海と広州では設立後の平均審理期間が全体的には減少している。次に、専利行政訴訟についての専利種類別平均審理期間を下記の図に示す。

【図 I -6-2】 専利行政訴訟についての専利種類別平均審理期間



専利行政訴訟の平均審理期間については、設立前後で大きな変化は見られないものの、技術調査官が参加すると平均審理期間が増加する。

(7) 上訴件数と上訴率

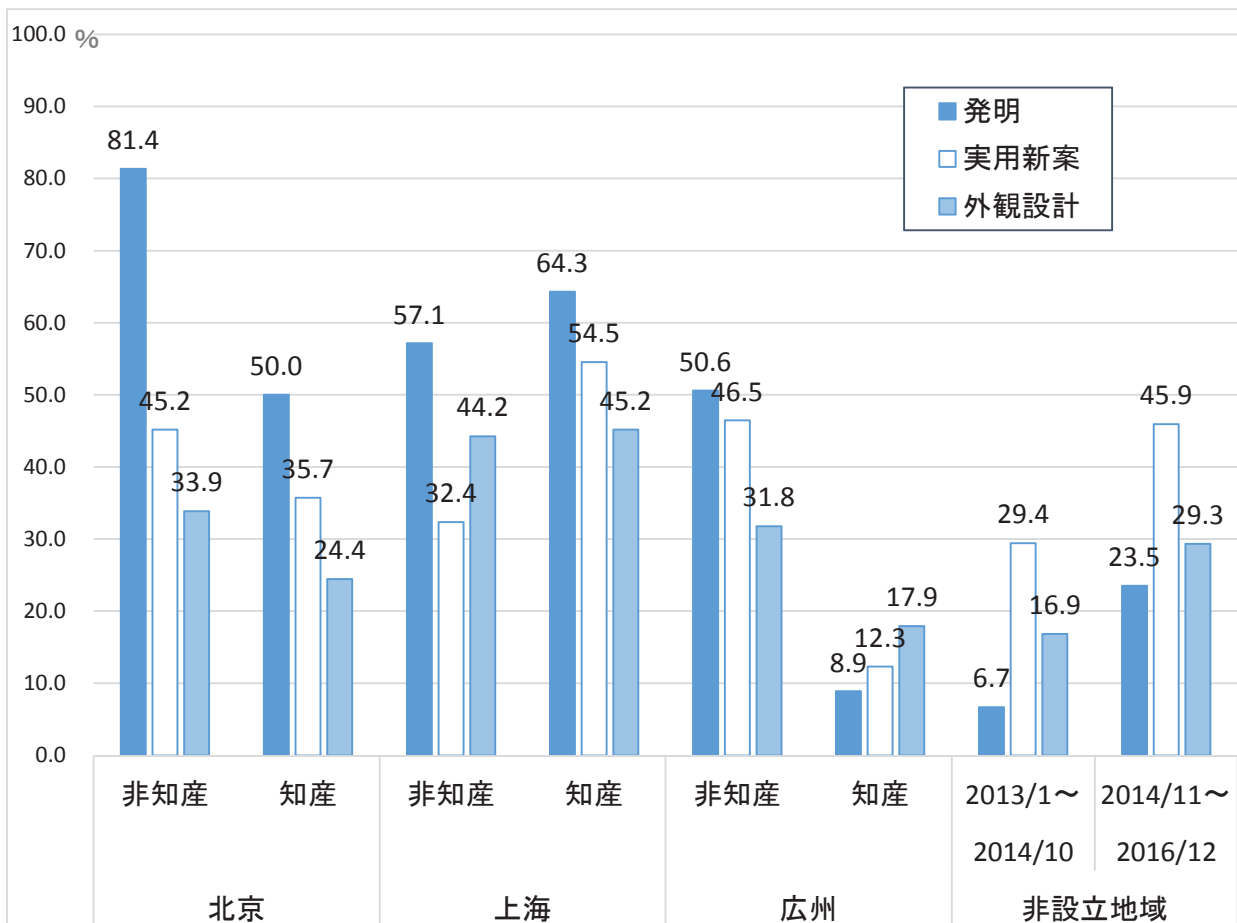
専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別上訴件数と専利種類別上訴率を下記の図表に示す。勝訴人と敗訴人の両方が上訴した場合、上訴件数は1件とした。また、上訴率は、以下の式で計算した。

$$\text{上訴率} = \text{上訴件数} / \text{判決数}$$

【表 I-7-1】専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別判決数と上訴件数

専利種類	北京				上海				広州				非設立地域			
	非知産		知産		非知産		知産		非知産		知産		2013/1～ 2014/10		2014/11～ 2016/12	
	判決	上訴	判決	上訴	判決	上訴	判決	上訴	判決	上訴	判決	上訴	判決	上訴	判決	上訴
発明	59	48	36	18	70	40	14	9	87	44	45	4	30	2	17	4
実用新案	31	14	14	5	34	11	22	12	155	72	162	20	34	10	37	17
外観設計	62	21	45	11	113	50	62	28	711	226	820	147	89	15	92	27

【図 I-7-1】専利侵害訴訟についての各法院の専利種類別上訴率



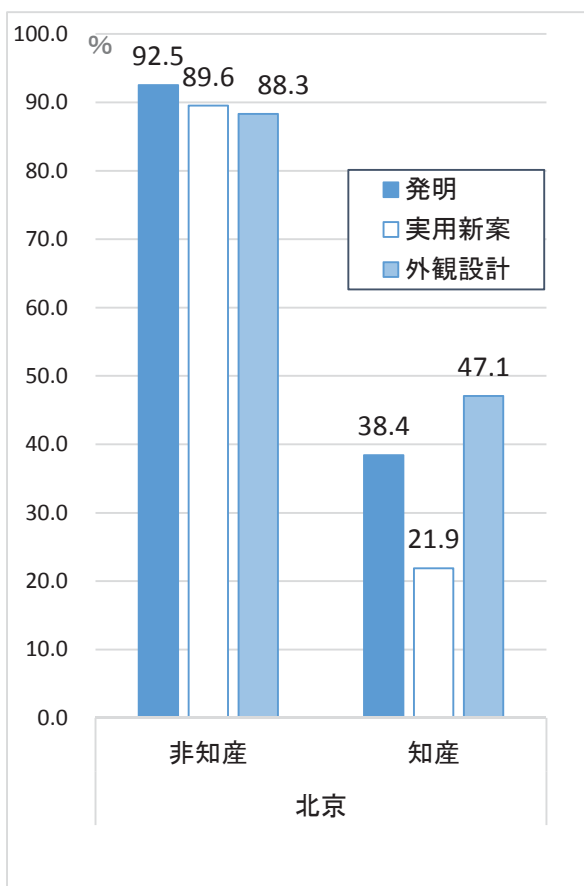
上訴率について知的財産法院の設立前後で比較すると、北京と広州では設立前に比べて設立後の上訴率が下がっているのに対して、上海では設立後の上訴率が上がっている。

次に、専利行政訴訟についての専利種類別上訴件数と専利種類別上訴率を下記の図表に示す。なお、上訴率の計算方法は専利侵害訴訟の場合と同じである。

【表 I-7-2】専利行政訴訟についての専利種類別判決数と上訴件数

専利種類	北京			
	設立前		設立後	
	判決	上訴	判決	上訴
発明	294	272	190	73
実用新案	134	120	105	23
外観設計	77	68	85	40

【図 I-7-2】専利行政訴訟についての専利種類別上訴率



専利行政訴訟の上訴率について知的財産法院の設立前後で比較すると、設立前に比べて設立後の上訴率が大きく下がっている。これは、専利侵害訴訟案件も含めて、北京や広州では知的財産法院の判決に納得感が得られているためと考えられる。